

会報2025年6月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク

[U R L](#)

[西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

6月2日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【事前掲載】6月11日西尾市文化会館で実施する安全週間説明会資料と
タイトルは化学物質事例を多用した・・・となっていますが、内容は
義務化の化学物質を早く形にできるRAセミナー資料を事前掲載
※掲載期間 6/1～6/17
※当日の資料配布はありません
※WEB申込締切6月4日 以降はFAX



是非参加ください 申込みは厚生労働省WEBから→

- ◇ 【講習3ヶ月前ご案内】8月22日保護具着用管理責任者 残席31
- ◇ 【ご連絡】今後の「熱中症対策義務化対応総合支援事業」
6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が罰則付きで義務化

「会報」

- ◇ 第98回全国安全週間を迎えるにあたって 支署長 浦本 尚一
- ◇ R7 安全週間実施要項
- ◇ 【企画課より】 両立支援等助成金について R7男性育休取得率公表あり
- ◇ 【賃金課より】 R7賃金構造基本統計調査 協力をお願い
- ◇ 監督署の窓 労働保険年度更新について
- ◇ 災害統計 愛知 西尾

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

安全週間説明会及び 化学物質事例多用のRAセミナー(無料)参加申込書

WEB申込が6月4日で終了しますので 以降申し込みされる方は 下記に記入の上
西尾労働基準協会にFAXください FAXでの申込募集期間 6月2日～6月9日(月)

1. 日時：2025年6月11日(水) 受付13:00 開演13:30 終了16:30
2. 場所：にしん文化会館（西尾市文化会館）小ホール

西尾労働基準協会 行 FAX(0563)56-0244

2025年 月 日

6月11日説明会/セミナーに出席します *参加希望の事業所のみ西尾協会までFAXください

事業所

役職・氏名

全国安全週間を迎えるにあたって

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働災害防止に向け、安全衛生活動を展開しておられますことに感謝を申し上げますとともに、労働行政の業務運営へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

本年度の全国安全週間は、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンに、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として全国で展開されます。

岡崎労働基準監督署西尾支署管内における令和6年の労働災害については、死亡災害はありませんが、休業4日以上災害は174人と対前年比26人増加となり、近年増減を繰り返し減少傾向は見られません。

愛知労働局では、第14次労働災害防止推進計画において、リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることにより、安全性のみならず、生産性、品質等も同時に高め、企業価値の向上を目指す「安全経営あいち®」の提唱による自律的でポジティブな安全衛生管理を促進しています。

また、昨年4月から全面施行されました化学物質の自律的管理により、リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置等の義務化も始まっていますが、リスクアセスメントの普及促進による労働災害防止、化学物質の自律的管理の促進は、労働行政の重点事項でもあります。安全衛生管理を事業運営と一体的に向上させ、より一層の労働災害防止対策の取組をお願いします。

この他、近年、夏の猛暑の影響もあり、全国的に熱中症による労働災害が増加していますが、熱中症予防では、暑さ指数の把握とその値に応じた対策が有効です。

本年6月1日から熱中症対策の強化として義務化されました熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するための「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」につきましてもお願いします。

最後になりますが、全国安全週間における活動を通じ、安全意識の高揚が図られ、安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、労使一丸となった取組を祈念しまして、全国安全週間のメッセージとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一

令和7年度 第98回

全国安全週間

「多様な仲間と築く安全未来の職場」



「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用して参ります。

令和7年度 第98回 全国安全週間

目 次

■ 第98回 全国安全週間を迎えるにあたって / 愛知労働局長 小林 洋子	3
■ 令和7年度 全国安全週間実施要綱	4
■ 令和6年 愛知の労働災害発生状況	6
1 労働災害による死傷者の発生状況	6
2 死亡災害の発生状況	7
3 高年齢労働者における労働災害発生状況等	8
4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	10
● 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう	10
● 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」	10
● 外国人労働者の労働災害防止のために	10
● 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう	10
● 職場における熱中症対策が強化されました	11
● 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	11
● 新たな化学物質管理について	11
■ 安全経営あいち [®] リスクアセスメントを通じPQCSMEはひとつにできる。	12
■ 安全経営あいち賛同事業場制度概要	14
■ 異業種交流のご案内	15
● 愛知産業安全大会 安全劇 「人材に頼らない仕組みづくり～在庫はどこ？管理は誰？～」	15
● 産業保健ラウンドテーブル Vol. 2	15
● （仮）安全経営あいち推進大会 Season2	15
■ リスクアセスメント出前講座のご案内	16

第 98 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

令和 7 年度の全国安全週間は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」をスローガンに、6 月 1 日～30 日を準備期間として、7 月 1 日～7 日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で 98 回目を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和 6 年の労働災害の発生状況は死亡者数 34 人(令和 5 年 35 人：- 2.9%)、死傷者数(「死亡・休業 4 日以上」以下同じ。) 8,147 人(令和 5 年 7,817 人：+ 4.2%) となっております。愛知労働局が策定し、推進を図っている「第 14 次労働災害防止推進計画」では、「2027 年までに、死亡者数について、早期に年間 25 人を下回りさらなる減少を目指す。死傷者数について、2022 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。」という目標を掲げていますが、この目標に対し、死亡者数、死傷者数いずれについても、目標達成に向け更なる取組が必要な状況であると認識しております。

第 14 次労働災害防止推進計画では、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをもてる社会の実現に向けて、経営トップが安全衛生管理を経営課題と捉え、リスクアセスメントのプロセスを通じて安全のみならず生産性、品質、環境などの向上を一体的に管理し企業価値の向上を図る取組をしていただくことを目指しています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、愛知労働局では、令和 5 年度より「安全経営あいち®」を商標登録し、「安全経営あいち®」の拡張・深化及び定着を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を積極的に進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組をより一層進めていただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項
安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業にお

ける労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通

化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（3）業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

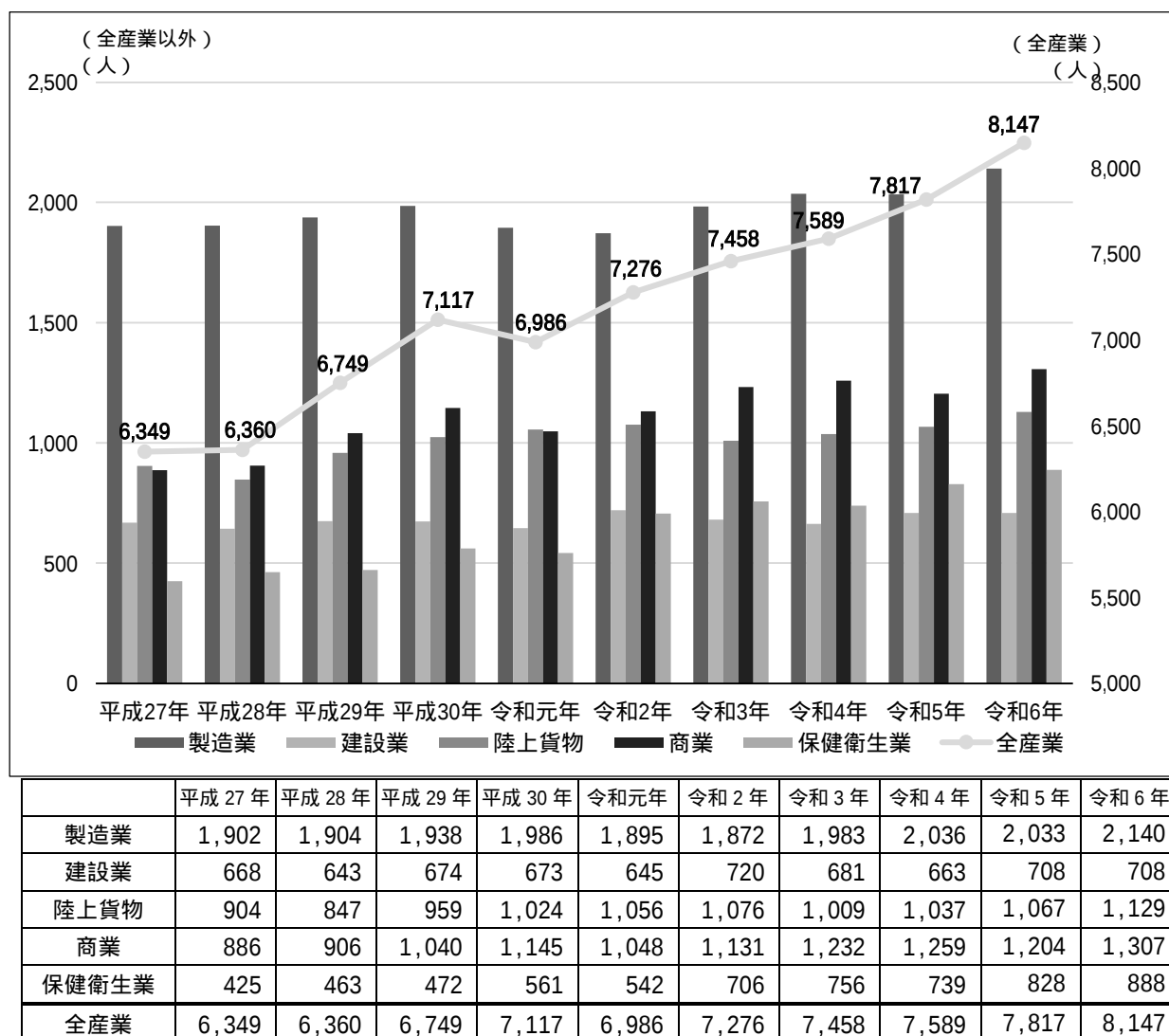
令和6年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

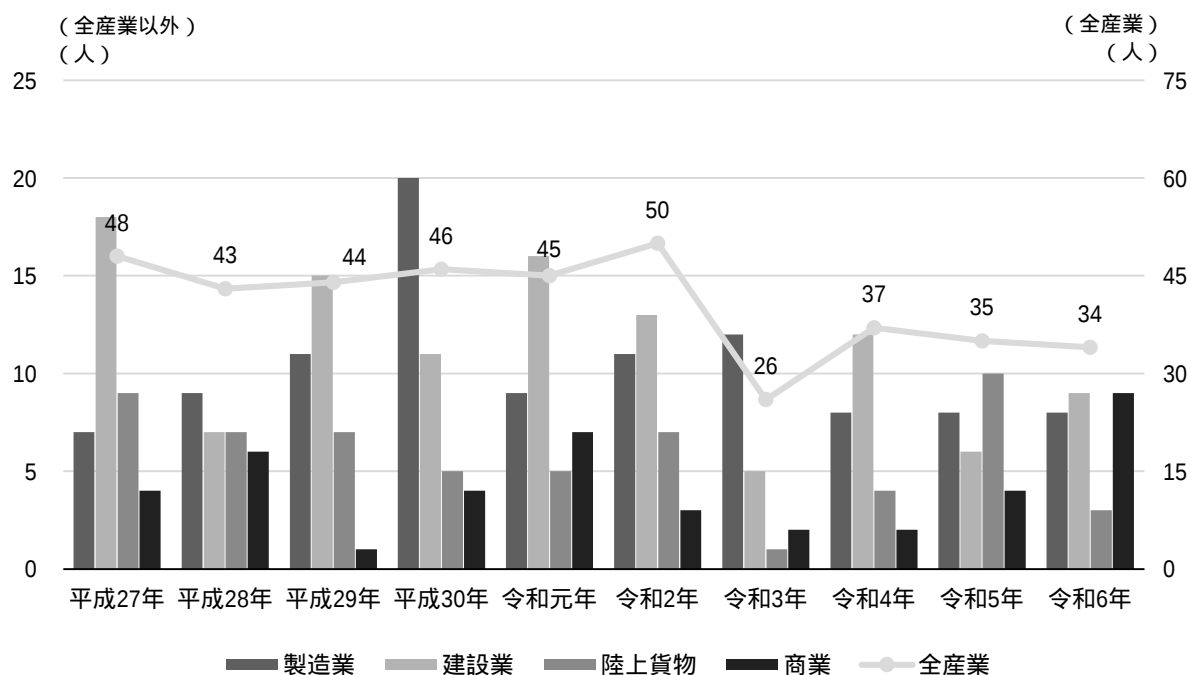
愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和6年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は8,147人で、対前年比330人（4.2％）の増加となり、過去10年間で最大となっている。

新型コロナウイルス感染症を除く



2 死亡災害の発生状況

令和 6 年の愛知県内における死亡者数は 34 人で、対前年比 1 人の減少となった。



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
製造業	7	9	11	20	9	11	12	8	8	8
建設業	18	7	15	11	16	13	5	12	6	9
陸上貨物	9	7	7	5	5	7	1	4	10	3
商業	4	6	1	4	7	3	2	2	4	9
全産業	48	43	44	46	45	50	26	37	35	34

2-1 死亡災害の概況

令和 6 年は、令和 5 年より 1 人の減少となった。

令和 6 年の死亡災害について、令和 5 年と業種別で比較すると、陸上貨物運送事業が 10 人から 3 人と減少したが、製造業は 8 人と昨年と同数となり、建設業が 6 人から 9 人、商業が 4 人から 9 人へ増加した。

建設業と商業（災害件数上位 2 業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」12 人、「交通事故（道路）」11 人、「はさまれ・巻き込まれ」3 人であった。

この 3 つの型で 76.5%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20 歳未満は 0 人、20 歳代で 1 人、30 歳代で 1 人、40 歳代で 9 人、50 歳代で 4 人、60 歳代以上で 19 人発生している。

50 歳以上の中高年齢労働者で 67.6%、60 歳以上の高年齢労働者で 55.9%を占めている。

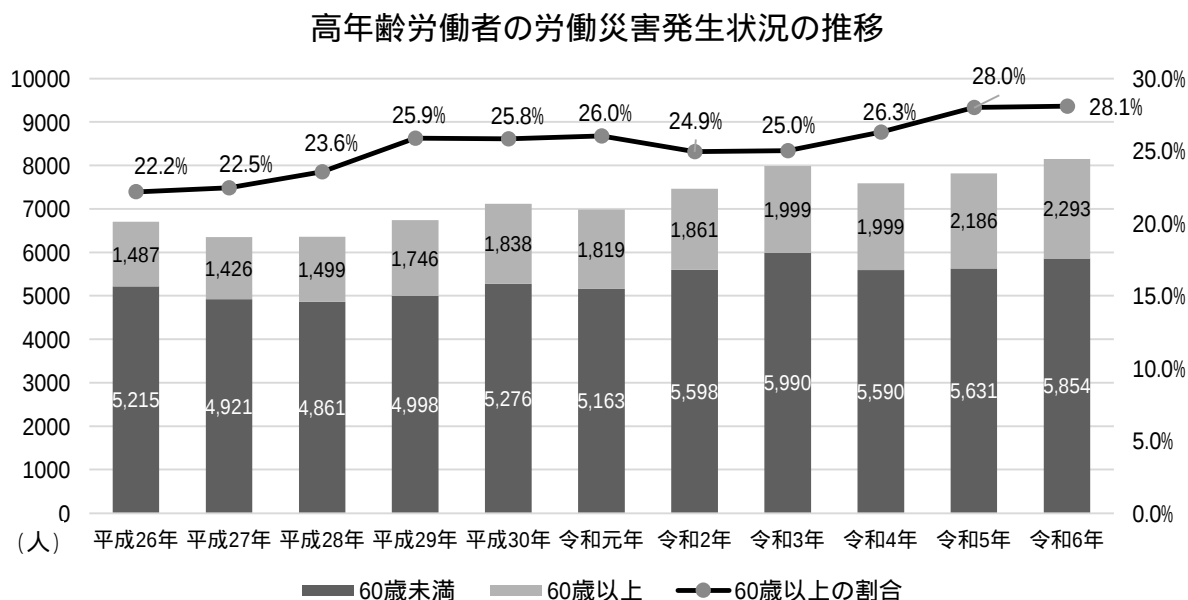
2-4 経験年数別の発生状況

令和 6 年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1 年未満が 1 人、1 年以上 5 年未満が 6 人、5 年以上 10 年未満が 2 人、10 年以上 15 年未満が 8 人、15 年以上 20 年未満が 5 人、20 年以上が 12 人であった。経験年数 10 年以上が 74%を占めている。

3 高齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

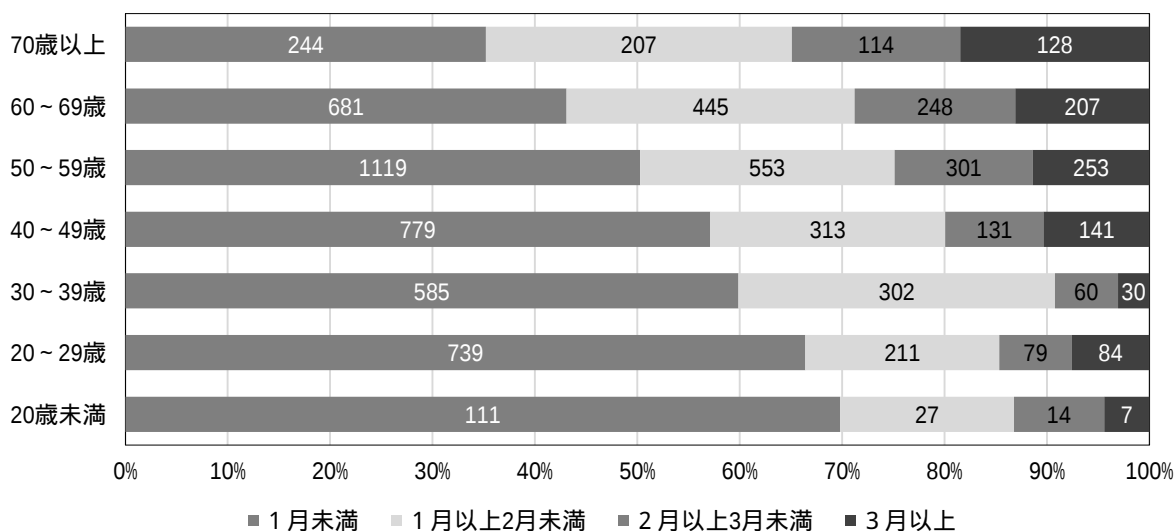
死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和 6 年は 2,293 件となっており、全体の 28.1%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。



3-2 年齢別休業期間

令和 6 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、休業 1 月以上の割合は 60%となっている。

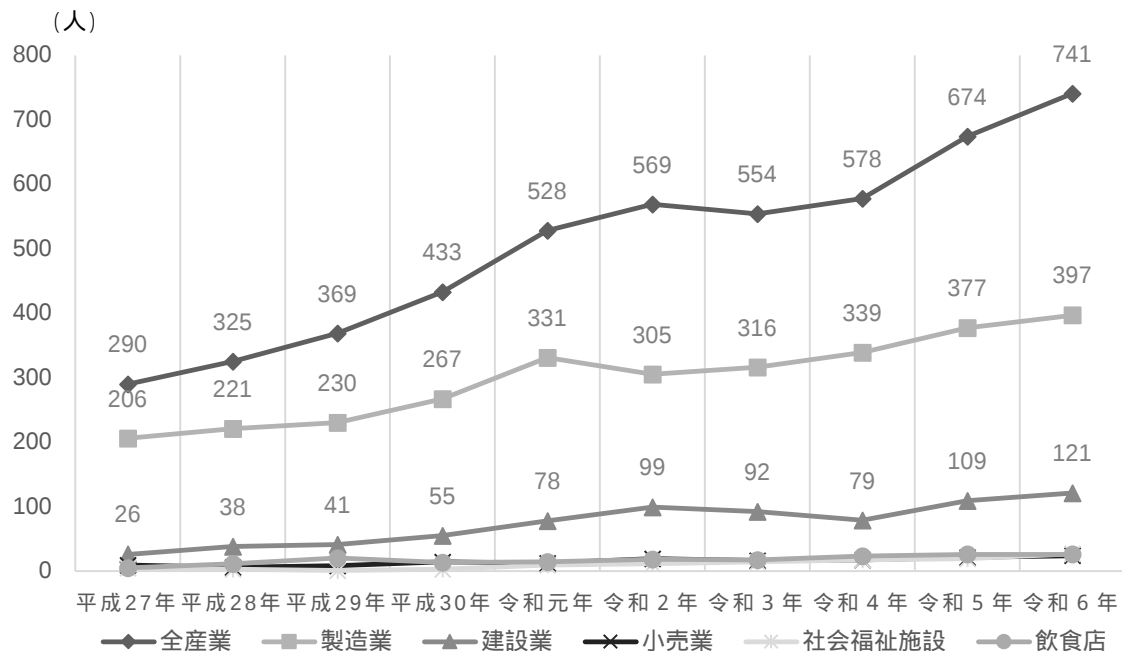
年齢別休業見込み期間の割合（令和6年）



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

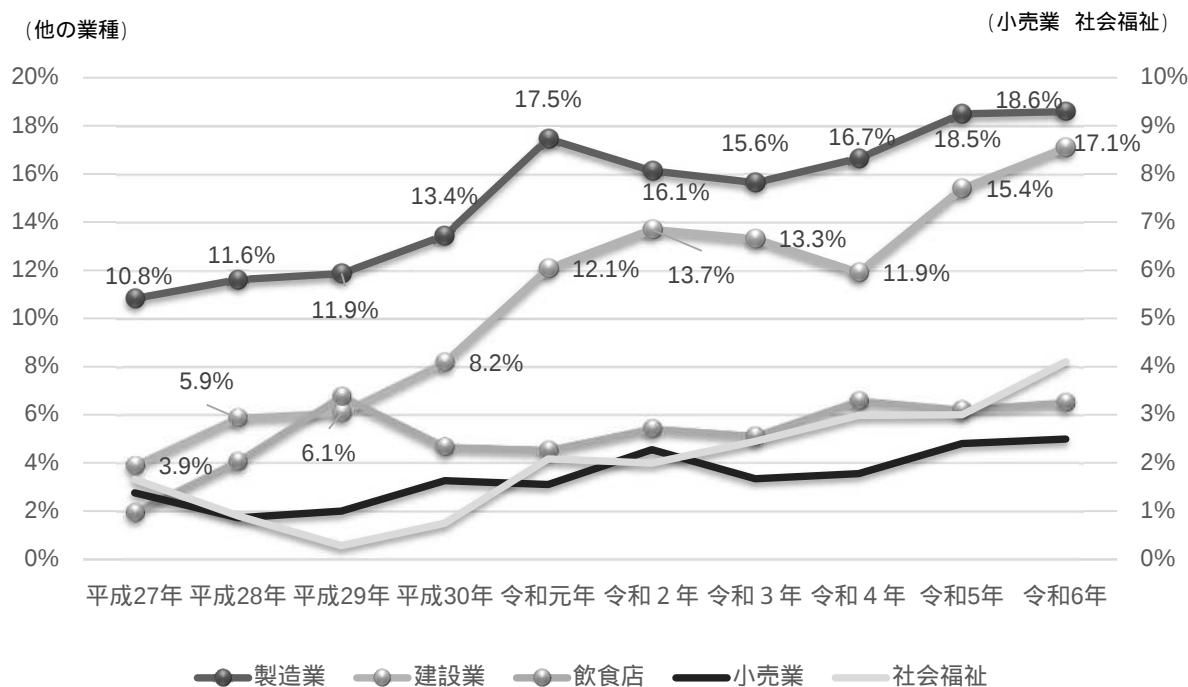
4-1 業種別発生状況の推移

令和6年の外国人労働者の死傷者数は741人となっており、平成27年と比べ、451人（155.5%）増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数のうち外国人労働者が占める割合は、令和6年では、全体の9.1%（平成27年：4.6%）を占めている。また、製造業では18.6%を占めており、平成27年と比べると7.8%増加した。



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、増加傾向にあります。特に高齢の労働者を中心に業務中の転倒による事故が増加しており、中高年齢の女性労働者の中には骨折等により長期休業になる方も増えております。リーフレット等を活用して被害の防止・軽減に取り組みましょう。
- リーフレット等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 （エイジフレンドリーガイドライン）

- 60 歳以上の高齢労働者による労働災害が近年増加傾向にあります。高齢者の就労が進む予想される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の推進をお願いします。

ガイドラインの	事業者に求められること	● 高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策の取組
	労働者に求められること	● 自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康作りの積極的な取組 ● 自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解すること



- 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/age-friendly.html

外国人労働者の労働災害防止のために

- 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者による労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止対策の内容を理解してもらうことが重要になります。

安全衛生教育資料	● マンガでわかる働く人の安全と健康 ● 建設業に従事する外国人労働者向け教材 ● 農業に従事する外国人労働者向け教材 ● 漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材 ● 造船・船用工業に従事する外国人労働者向け教材
	（上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語に対応）



- 安全衛生教育資料等については、厚生労働省ホームページ「外国人労働者の安全衛生対策について」から、ダウンロードしていただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

（令和 2 年 7 月 1 日ほか公布 改正・石綿障害予防規則等について）

- 令和 2 年 7 月から、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。改正点に十分留意し、石綿ばく露防止対策を徹底しましょう。

- 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から 3 年間保存が必要に）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に）
- 建築物・工作物・船舶の事前調査及び分析調査（知識等を有する者が実施へ）



- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html

職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正） （令和 7 年 4 月 16 日公布 / 令和 7 年 6 月 1 日施行）

- 熱中症による死亡・重篤災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対処が可能となるよう、事業者に対して以下の 1 および 2 の事項（「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」）が**義務付け**られました。



- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（ ）を行う際は、下記 、 の者が報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係者に周知
自覚症状がある者 おそれがある作業を見つけた者
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際は、下記 ～ など、熱中症の症状悪化防止のための必要な措置に関する内容や、作業手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に周知する
作業から離脱 身体の冷却 必要に応じ医師の診察・処置を受けさせる 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など



熱中症を生ずるおそれのある作業は以下のとおりです。

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業

- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5 月から 9 月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和 6 年、愛知労働局管内では 88 件の熱中症が発生しました。熱中症の発生は WBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。



- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anken_eisei/nettyusho.html

新たな化学物質管理について

（令和 4 年 2 月 24 日・5 月 31 日公布 / 令和 4 年 5 月 31 日等から順次施行）



- 労働安全衛生規則改正により、化学物質管理が自律的な管理へ大きく転換しています。
- 自律的な管理を行うためには、その基礎となるリスクアセスメントを適切に行うことが不可欠です。
- 「分からない」、「調べたことがない」ということが無いよう、職場で取り扱われているモノや作業の過程で発生するモノ等を漏れなく把握しましょう。
- 令和 6 年 4 月からは、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場における措置の強化等の規制が新たに適用となっています。



- 改正事項は多岐にわたりますので、愛知労働局ホームページにて詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/chemical_management.html

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

経営者に必要な視点として、いわゆるPQCDSMEの7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。

一方、安全と、生産性・品質・原価・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。

リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法が、「安全経営あいち®」です。



 愛知労働局は「安全経営あいち®」を提唱します。

危なさと正しく向きあう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO / IEC ガイド 51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひとつとって調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、危なさと正しく向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業者がどのような作業をしているかを調べることであります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業者しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。

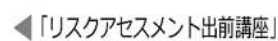

 「安全経営あいち[®]」及び「あいち安全経営本舗[®]」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）

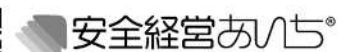



 の解説はこちら。




 の詳細はこちら。




 リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
 詳細はこちら。

「あいち安全経営本舗[®]」とは



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち[®]」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗[®]」の名称・ロゴを使用して参ります。



安全経営あいち 賛同事業場制度概要

目 的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCD(S)MEはひとつにできる。
◀ 詳細はこちら。

異業種交流のご案内 愛知労働局 愛知産業安全衛生大会 安全劇



人材に頼らない
仕組みづくり
～在庫はどこ？管理は誰？～



日 時	2025 年 7 月 4 日 (金) 12:00 ~ 16:00
会 場	岡谷鋼機名古屋公会堂 1 階 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 3 号
参 加 費	無料
内 容	2S3 定をテーマに「決める」ことの重要性を解説
共 催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzengeki2025.html



産業保健ラウンドテーブル Vol.2

- 産業保健ラウンドテーブルは、産業保健の業務に従事する参加者の方がそれぞれが優劣のない平等な立場で意見や情報を交わし、交流を深めるための場です。

日 時	2025 年 9 月 25 日 (木) 13:30 ~ 15:30
会 場	ウインクあいち 5 階小ホール 1 名古屋市中村区名駅 4 丁目 4 番 38 号
参 加 費	無料
内 容 (予 定)	・意見・情報交換 ・フリータイム など
共 催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_roundtable_2025.html



(仮) 安全経営あいち推進大会 Season2

- 経営者が考える「安全と経営」。リスクアセスメントによる「現場の実態を把握することや各部門が連携する仕組み」は、企業に求められる「リスクマネジメント」の一端を担うだけでなく、企業価値向上のための「成長」と「稼ぐ力」を支える。

日 時	2026 年 2 月 4 日 (水) 13:30 ~ 15:30
会 場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目 5 番 1 号
参 加 費	無料
内 容 (予 定)	・企業に求められる「リスクマネジメント」への取り組み ・異業種交流「スペシャル対談」 など

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzengeki2025.html





リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行います。

	集団受講（概ね 10 事業場以上）	WEB 版（1 事業場ごとに受講可）
概要	- 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。 - 講義内容への質問に担当者が応答します。	- お申込みいただいた事業場に、専用サイトの URL を通知します。専用サイトにアクセスいただくことで、リスクアセスメント等についての説明動画をご覧ください（料金不要）。 - 講義内容への質問は行えません。
受講要件等	- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 - 講座は、非営利目的の開催とし、90 分以上の時間を確保してください。 - 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。 - 受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。	- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 - 講座は、非営利目的の開催としてください。
準備・注意事項等	- 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。 - 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。	- 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。 - 専用サイトにアクセスいただくことで、期間の制限等なく、繰り返し受講いただけます（料金不要）。但し、専用サイトに記載の注意事項を事前に必ずお読みください。 - 特に、通知された URL を必要な範囲を超えて他者と共有すること、掲載動画を営利目的で使用する、掲載動画の無断転載を行うこと等をお控えいただくこととしておりますので、ご注意ください。
申込方法等	- 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。 - 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。	- あらかじめ受講日を決めた上で、下記の二次元コードから WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。 - URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。申し込み後すぐに受講することはできませんのでご了承ください。



両立支援等助成金（育児休業等支援コース・育休中等業務代替支援コース）のご案内

育児休業等支援コース：「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

育休中等業務代替支援コース：育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務代替整備のため、育休取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した**中小企業事業主**に支給します。

育休取得前

育休休業中

職場復帰後

育児休業等支援コース 【育休取得時】

【主な支給要件】

- ・プランにより支援する方針の周知
- ・育児休業前の面談、プラン作成
- ・業務の棚卸・引継ぎ

※ 1事業主2人まで
(無期・有期雇用1人ずつ)

支給額 30万円

育休中等業務代替支援コース

① 新規雇用（育児休業）

(例) ※ 6か月以上新規雇用をした場合



助成金支給額：67.5万円

※「6か月以上」に該当するケース

② 手当支給等（育児休業）

(例) ※ 業務代替手当を2～4万円にした場合



助成金支給額：41万円

【内訳】

業務体制整備経費5万円
手当支給額36万円（手当月額8万円×3/4×6カ月）

育児休業等支援コース 【職場復帰時】

【主な支給要件】

- ・職場の情報提供
- ・職場復帰前の面談
- ・原職等復帰
- ・育児休業等支援コース
- ・【育休取得時】を受給していること

※ 1事業主2人まで
(無期・有期雇用1人ずつ)

支給額 30万円

支給額

① 新規雇用（育児休業）

最短：7日以上14日未満 9万円

最長：6か月以上 67.5万円

【主な支給要件】

- ・育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- ・対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで雇用継続
- ・代替要員が育児休業中に業務を代替（業務を代替した期間に応じ支給額が変動）

【主な支給要件】

- ・代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- ・業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- ・対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- ・業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ支給額が変動）

支給額

② 手当支給等（育児休業）

ABの合計額（最大125万円）

A.業務体制整備経費：5万円

B.手当支給総額の3/4

※上限10万円/月、最大12か月まで

事業主の皆さまへ

公表はお済みですか？

男性労働者の育児休業取得率等 公表が義務化されています。

対象企業が拡大しました。

令和7(2025)年4月から 育児・介護休業法の改正により、
従業員数が **1,000人→300人** を超える企業の事業主は
男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表してください。

※従業員数は、以下に該当する「常時雇用する労働者」の数となります。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表方法

一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



自社ホームページ等のほか、厚生労働省が運営する
ウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

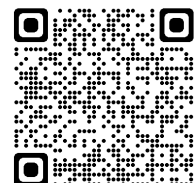
公表期限

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、**おおむね3か月以内**に公表します。

< 事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安 >

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

公表内容や方法の
詳細はこちらから



【お問い合わせ】 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

TEL 052-857-0312

令和7年賃金構造基本統計調査の実施についてご協力をお願いします

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されているものです。

調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 ご提出の期日及び方法

ご提出の期日は7月31日です。「政府統計オンライン調査総合窓口」からオンラインで回答できますので、是非ご活用ください。

なお、調査票等に同封の返信用封筒にて愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

＜令和7年度労働保険年度更新について＞

【年度更新とは】

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

年度更新とは、労働保険料について、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きをすることです。

【申告期間】

申告・納付は、令和7年6月2日(月)から7月10日(木)です。期限前の申告はできません。

【申告書の作成について】

年度更新申告書を作成するには、厚生労働省ホームページに掲載されている**年度更新申告書計算支援ツール(エクセル版の賃金集計表や一括有期事業報告書・総括表等)**が便利です。ぜひ、ご活用ください。

また、愛知労働局の YouTube チャンネルに支援ツールの紹介や作成方法の動画が掲載されていますので、ご覧ください。

【提出方法及び提出先】

① 郵送の場合

作成されました申告書は、申告書と同封の郵送提出用封筒により、愛知労働局労働保険適用・事務組合課あて提出してください(切手貼付)。提出するものは、申告書のみとし、封筒裏面のチェック欄を忘れずに記入をしてください。

なお、申告書の事業主控に受付印が必要な場合は、事業主控と返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。

② 電子申請を利用する場合

年度更新申告書は、e-Gov(イーガブ)のサイトから電子申請することができます。時間帯を問わず、郵送手続き等の手間も省けますので、ぜひご利用ください。

電子申請をするためには、電子証明書もしくは G ビズ ID アカウントの事前取得、パソコンの環境設定等が必要です。詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載されている「事前準備ガイド BOOK」「年度更新電子申請操作マニュアル」にわかりやすい説明が記載されていますので、参照してください。

③ 金融機関に提出する場合

納付金額がある場合に、金融機関で納付と同時に申告書を提出することができます。

ただし、口座振替を利用している場合・納付金額がない場合・控に受付印を希望する場合には、金融機関へ提出することはできません。また、一括有期事業報告書・総括表などの添付資料の提出もできません。

【納付方法】

申告書から切り離した納付書に金額を記入の上、金融機関で納付してください。またペイジーで電子納付することも可能です。

保険料の納付は、口座振替が便利です。事前手続きが必要です(今年度は第2期分以降対応可能)。ぜひご利用ください。

【令和7年度の変更点について】

令和7年度4月1日から、雇用保険料が変更されました(詳細は、厚生労働省ホームページ又は申告書に同封の下敷をご参照ください)。

負担者 事業の種類	労働者負担①	事業主負担②	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
(令和6年度)	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
(令和6年度)	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000
(令和6年度)	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

【注意点】

- ① 現在、労働者がいない場合、既に廃業している場合または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
- ② 申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が外部委託した民間事業者より照会させていただく場合があります。民間事業者名については、申告書と同封のリーフレットをご覧ください。

【問い合わせ先】

ご不明な点は、コールセンター(Tel0120-256-376)、愛知労働局労働保険適用・事

務組合課(052-219-5503)、各労働基準監督署へお問い合わせください。

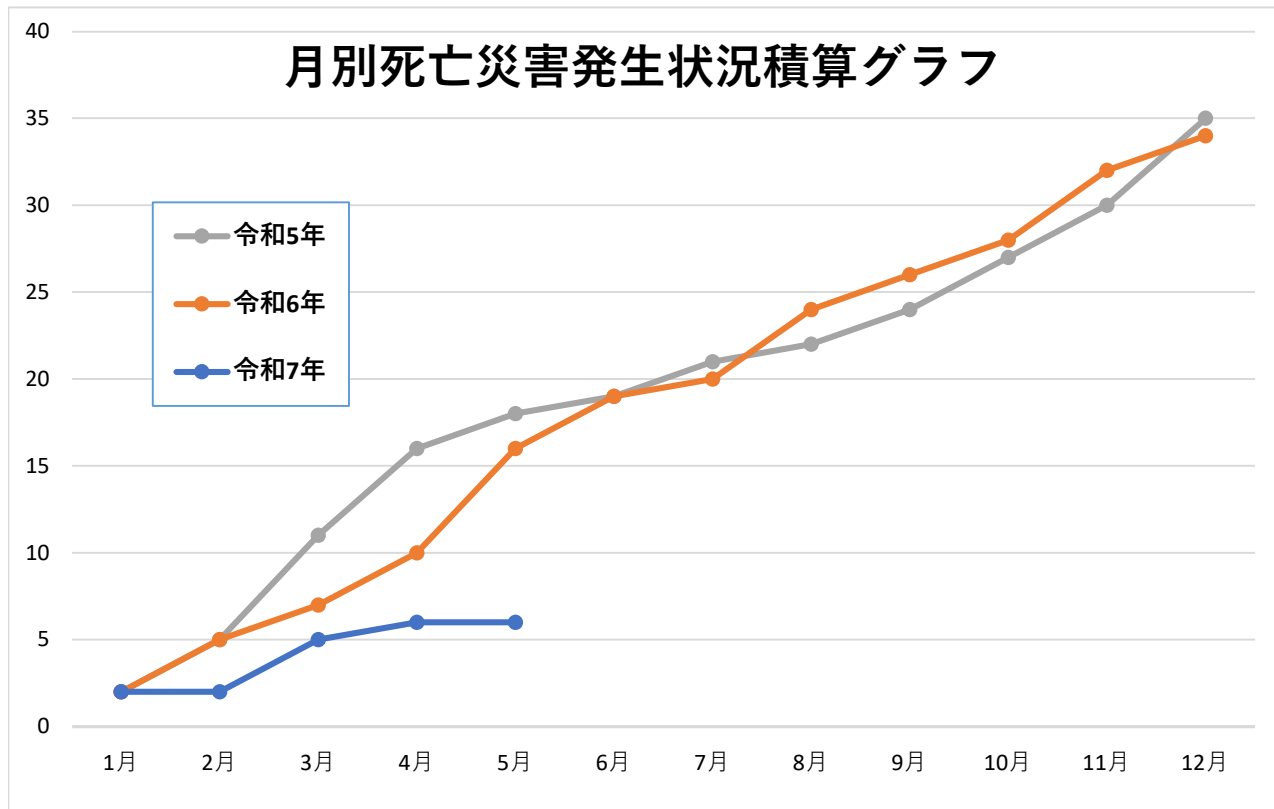
また、e-Gov 電子申請システムの画面操作方法等は、サポートデスク(050-3786-2225)へお問い合わせください。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（ 令和7年5月1日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製 造 業	3	1	8 (1)
食 料 品 製 造 業			1
化 学 工 業	1		
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1		
金 属 製 品			1
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1		3 (1)
そ の 他		1	3
建 設 業	1		9 (2)
土 木 工 事 業	1		2 (1)
建 築 工 事 業			3
そ の 他			4 (1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1	3 (1)
商 業	1 (1)	3 (2)	9 (6)
卸 売 業			1
小 売 業	1 (1)	2 (1)	7 (5)
そ の 他		1 (1)	1 (1)
清 掃 ・ と 畜 業		1	2
上 記 以 外 の 事 業	1	1	3 (1)
合 計	6 (1)	7 (2)	34 (11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
事業場 規模 1000名以上 業種 鉄鋼業 20代 製銑工、製鋼工 経験 5年		

令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年4月末現在

業 種 \ 年 別		令和7年		令和6年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		16		17		-1	-5.9%
	食 料 品 製 造 業			2		-2	-100.0%
	繊 維 工 業			2		-2	-100.0%
	鉄 鋼 業	2		1		+1	+100.0%
	金 属 製 品	3		2		+1	+50.0%
	一 般 機 械 器 具	1		2		-1	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造	2		3		-1	-33.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	8		5		+3	+60.0%
建 設 業		1		2		-1	-50.0%
	土 木 工 事 業					0	—
	建 築 工 事 業	1		2		-1	-50.0%
	そ の 他 の 建 設 業					0	—
陸 上 貨 物 運 送 事 業		5		2		+3	+150.0%
小 売 業		4		5		-1	-20.0%
	新 聞 販 売					0	—
	そ の 他 の 小 売 業	4		5		-1	-20.0%
通 信 業						0	—
社 会 福 祉 施 設		2		4		-2	-50.0%
飲 食 店		2		1		+1	+100.0%
清 掃 ・ と 畜 業		3		1		+2	+200.0%
上 記 以 外 の 事 業		5		7		-2	-28.6%
合 計		38	0	39	0	-1	-2.6%

※ 死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年4月末現在)

業 種		7 年 4 月 受 付 件 数	7 年 発 生 件 数	6 年 同 期	業 種		7 年 4 月 受 付 件 数	7 年 発 生 件 数	6 年 同 期
製 造 業	小 計	6	16	17	土 石 採 取 業				
	食 料 品 製 造 業			2	建 設 業		1	2	
	繊維工業・ 繊維製品製造業			2	道 路 旅 客 運 送 業	1	1		
	木材木製品・ 木製家具製造業				道 路 貨 物 運 送 業	1	5	2	
	紙加工品製造業・ 印刷製本業				陸 上 貨 物 取 扱 業				
	化 学 工 業			3	商 業	2	5	6	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業			1	金 融 ・ 広 告 業				
	鉄鋼業・ 非鉄金属製造業	3	9	2	保 健 衛 生 業		2	4	
	金属製品、金属家具製造業	2	3	2	接 客 娛 楽 業	1	3	3	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業		1	2	清 掃 業		3	1	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		1		ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業				
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	2	3	そ の 他 の 事 業	1	2	4	
	そ の 他 の 製 造 業				合 計	12	38	39	

() 内は死亡者数を外数で表す。